

生徒の心得

「自律」「協調」「進取」という校訓を思いおこし、社会の成員として高校生という立場を自覚し、何事にも理性を先行させて考え、行動する。また自ら正しく判断し、必要に応じて教職員の指導を受ける等により、より高い次元での自律の精神・協調性・進取の気質が養われていくことを期待する。

(1) 礼 儀

「親しき仲にも礼儀あり」と言うように、師弟や先輩後輩、友人同士等、円満な人間関係が自然ににじみ出るような、なごやかな言動を心がけよう。また、そのような言動によって円満な人間関係を育成してゆくよう心がけよう。

校内・外や家庭における言動についても、自然な態度のうちに、よき品性がにじみでるような態度が期待される。

(2) 登・下校、通学方法、学校生活

- ① 始業10分前には教室に入り、余裕をもって授業にのぞもう。
- ② 登・下校時刻を守ろう。警備システムとの関係上、時間外の在校はトラブルのもととなる。
- ③ 早退、外出の場合は、所定の用紙と手続きにより届出ること。無断でそのような行為があった場合は、指導の対象となる。(手続方法別記)
- ④ 自転車通学を希望する生徒は、所定の用紙により願出、許可を受けること。許可証としての登録証のない自転車による通学は認めない。(レインコートの提示を条件とする)
交通ルール・マナーをよく守り、常に安全に使用できるよう自転車を整備し、学校の指示に従うこと。上記に違反した場合には、自転車通学の許可を取消すことがある。
- ⑤ 原動機付自転車・単車・自動車・ペダル付き原動機付自転車による通学は厳禁する。
- ⑥ 自習時間は、指示された教室等で静かに自習すること。
- ⑦ 設備、施設、物品を大切に使用すること。節電、節水等、省資源、省エネルギーを全員で心がけよう。
- ⑧ 物品の破損は、事情によっては弁償させることがある。
- ⑨ 校内で、他に迷惑のかかるような行為や危険を招くような行為をしてはならない。
部活動等の場合にも、事故の発生することのないよう、事前に十分配慮すること。
- ⑩ 私物には記名すること。公私を問わず、物品の保管、取り扱いには注意し、紛失、盗難、拾得の場合には、すみやかに生徒指導部へ届け出ること。
- ⑪ 携帯電話等の通信機器は、駐輪場における、登下校時に限り、電源のオン・オフのみを許可し校内での使用を禁止とする。(ただし、登校日のみとする。)
- ⑫ 学校生活に不必要な書物や遊具の持参を禁止する。
- ⑬ 入れ墨やタトゥー等が判明した場合には、学校生活に不必要なものとして厳しく指導を行う。
- ⑭ 各クラスに日直を置き、黒板の清掃、窓の開閉、消灯の確認等、日常の生活に必要な事項の処理を交替でつとめること。
- ⑮ 別に定められた清掃計画により、毎日の清掃分担の責任を果たすこと。

(3) その他の一般的心得

- ① 法に触れる行為(飲酒・喫煙・暴力等)は、法による処分その他、教育上の観点からも指導(保護者同席の上、停学等の懲戒)の対象となる。「自律」という校訓を常に思い起こし、愚かな行為は自らの理性で避けること。危険が予測されるような場所や集団には近寄ったり関わったりしないこと。
- ② アルバイトは学校生活に悪影響を与えることが多く賛成できない。止むを得ぬ事情のある時は保護者とよく相談すること。

(4) 服 装

高校生としての就学の目的を達するため、下記のような服装の規定を設ける。

① 冬季制服

- ・男子…本校指定のブレザー、ズボン、シャツ、ネクタイを着用。
- ・女子…本校指定のブレザー、スカート（ズボン）、シャツ、ネクタイ又はリボンを着用。

② 夏季制服

- ・男子…本校指定のズボン、シャツを着用。
- ・女子…本校指定のスカート（ズボン）、シャツを着用。

※制服の基本的なスタイルは上記となるが、ネクタイ又はリボンの着用については個々の判断に任せる。

※入学式や卒業式及び学校の指定した場面では、必ずネクタイ又はリボンを着用する。

※調整用として本校指定のシャツ（長袖、半袖）の上に本校指定のベスト・カーディガンの着用を認める。

③ 厳寒時は、登下校時にブレザーの上に防寒着を着用してもよい。着用に際しては次のことを守ること。

- 1) 校舎内で着用してはならない。
- 2) 防寒具(手袋・マフラー・帽子など)の使用については、生徒指導部より指示する。
- 3) 中着については本校指定のカーディガン、ベストに限って認める。

※ その他、好ましくない服装等については、教職員の指導に従うこと。

④ 頭髮の染脱色、パーマ、ピアス、つけ毛（エクステンション等）は禁止する。その他、好ましくない服装等については、関係教職員の指導に従うこと。

⑤ 帽子についての規定は特に設けない。ただし、校舎内（特に授業中）での着用は当然これを認めない。

⑥ 通学用の下履きは靴に限る。非常時の避難に支障をきたすため、ブーツ類やサンダル類での通学は禁止とする。

⑦ 校内履、体育館シューズ、体操服等は、指定のものを購入、使用すること。

⑧ 靴については特に規定を設けない。実用的で質素なものを使用すること。

⑨ 負傷等により、定められた服装のできない時は、異装の許可を、担任を通じて生徒指導部へ願い出ること。

⑩ スカートの裾に加工が認められた場合は、指導及び改善（再購入など）の対象とする。

⑪ スカートについては、裾に本校指定メーカーが刺繍した N(花文字)のないスカートの着用は認めない。

(5) 交 友

学校教育活動においては、生徒集団の自己浄化作用に期待するところが大きいにある。特に、心身共に大きく成長する高校時代の友人は、一生の財産であり、個人の人格形成にもきわめて大きな意味を待つ。

学習活動や部活動を通じて、生涯の友にふさわしい仲間を持つ努力が期待される。その場限りの甘美な情に流れる交友でなく、同性、異性を問わず、その交友の中心に、常に理性のきびしさがある交友を期待する。

(6) 願・諸届

- ①願・諸届はすべて学校長宛とし、原則として学級担任を通じて提出する。（手続方法は用紙毎に記載する。）
- ②欠席、遅刻、出席扱い等の届け出（別記）
- ③生徒本人、保護者（保証人）の住所等に異動のあった時は、直ちに届け出なければならない。
- ④本人、本人の家族、近隣に、法定伝染病が発生した場合は、すみやかに届け出、医師、保健所等の指示を待って行動しなければならない。
- ⑤集会、募金、物品販売、冊子・新聞の編集、発行、広告等、通常の教育活動以外の行為を行う時には、生徒指導部に届出て、その指導と許可を受ける。ビラ、ポスター等、通常の生徒会活動の範囲においては、許可の権限の一部を生徒会執行部に委譲する。

(7) 欠席、遅刻、出席扱い等の届け出と取扱い

1) 欠席・遅刻・早退・外出

- ①病気または事故のため欠席・遅刻をするときには、当日臨機の方法で学級担任に届け出る。また、欠席後本人が登校したときに改めて届け出る。なお、病気による欠席が長期にわたる場合は医師の診断書を提出する。
- ②早退または外出するときには、学級担任に連絡して承認を受ける。（所定の用紙による）
- ③学級担任の押印がない早退・外出は「怠学」と見なされる。届出があっても正当な理由が認められない場合も同様である。

2) 忌引

父母…… 7日間、 祖父母・兄弟姉妹…… 3日間、 同居の親族…… 2日間
伯叔父母・従兄弟姉妹・曾祖父母…… 1日間
※遠隔地の場合は、往復に要する日数が加算される。

3) 出席扱い

学校の教育活動の一環として体育や文化などにかかわる行事等に参加したものと学校長が認めるもの。

- ①公式試合（定められた公式試合のレギュラー、補欠、マネージャーに限る）
- ②不登校生徒の適応指導教室等への通所・入所
- ③児童相談所等における一時保護（学習活動を行っている）
- ④その他、学校長が認めた場合
公傷（登校、授業時の負傷）、登校中の不慮の事故・公共交通機関の遅延
生徒指導（懲戒による停学を除く）、レントゲン精密撮影、結核精密検査 等

(8) 考査についての注意

- ① 定期考査の時間割は、原則年間考査時間割で示す。なお、年間考査時間割が完成するまでの定期考査に関しては、その 10 日前（その日が土日・祝日にあたる場合は休日前の平日）までに時間割を発表する。
- ② 考査開始前の直近の授業日は午前中授業とする。
- ③ 定期考査 1 週間前から考査終了までは、原則として部活動を行ってはならない。また、この期間から成績処理が終了するまでは、生徒は許可なく職員室に入ってはならない。
- ④ 所持品はすべてカバンに納めて椅子の下に置き、机の中及び机の横には一切ものを置いてはならない。
- ⑤ 答案は鉛筆で記入し、下敷、筆箱、電卓、携帯音楽プレーヤー、スマートフォンなどの通信機器、マフラー、膝掛け、ウチワ等の使用は認めない。
- ⑥ 病気等特別の事情で事前に申し出のあった者は、別室での受験を認めることがある。
- ⑦ 考査に遅刻した生徒に時間の延長の取扱はしない。
- ⑧ 考査終了後は監督の先生の指示があるまで静粛に待機しておく。
- ⑨ 遅刻・欠席をする場合はできるだけ早く担任までその事由を連絡する。
- ⑩ 不正行為をした場合は懲戒の対象となり、当該科目を 0 点とする。
- ⑪ 考査中にトイレに行く場合は、1 枚目の答案を回収し、配付される 2 枚目の答案の 1 枚目の未解答部分のみ継続受験する。なお、2 枚目の答案は参考点扱いとなる。

諸届・願一覧

	種類	用紙受領場所	提出先	備考
1	欠席届	職員室	担任	欠席後最初の登校日
2	事由届 (忌引・出席扱い・学校感染症・進学試験等)	〃 〃	〃 〃	状況に応じて証明書が必要
3	早退・外出証明書	〃 〃	〃 〃	
4	住所変更届	事務室	〃 〃	新住所の住民票 1 通が必要
5	自転車通学許可願	学年	〃 〃	
6	異装許可願	生徒指導室	生徒指導室	
7	紛失・盗難届	〃 〃	〃 〃	
8	入部届・退部届	〃 〃	部顧問	
9	在学証明書	事務室	事務室	
10	旅客運賃割引証交付願	〃 〃	〃 〃	
11	保健室来室証明書	保健室	担任 教科担当	

携帯電話について

本校では、学校での「携帯電話の使用を原則禁止」にしています。携帯電話については、生徒の学習や人権に関する諸問題が多数発生している為、ご家庭でも問題点を把握し、学校生活に支障をきたすことの無いようにして下さい。

1. 学校では駐輪場で電源を切りカバンにしまっておくこと。学校内では使用したり、出したりしないこと。
(見つけ次第指導します)
2. 違反が続いた場合は、指導内容が厳しくなっていきます。
(預かり指導・特別課題指導・保護者呼び出し指導が追加されます)
3. 考査時の携帯電話の操作は、不正行為と見なし、懲戒指導に加えて、当該科目の成績を0点とします。※使用していた場合は、携帯電話の内容を学校が確認することがあります。
4. スマートフォンやタブレットなどの通信機器も同様に使用禁止である。
5. 携帯電話利用時の人権上の問題 (インターネット・メール・カメラを利用する場合)

【特に重要な禁止事項】

- 人権・プライバシー・肖像権の侵害、個人情報漏洩などの人に迷惑・損害を与える行為。
(また、その恐れのある場合)
- インターネット上の掲示板、SNS (LINE・Twitter・Facebook・Instagramなど)、ブログなどに、悪口・からかい・中傷内容、差別的な内容・個人情報 (名前、住所、携帯電話番号、メールアドレスなど) ・画像 (顔写真など) を載せる。
※個人開設したホームページや、パスワードなどが設定されている場合であっても厳禁。
- 特定の人への大量のメール・いたづらメール・チェーンメール・悪口・誹謗中傷・不快感を与える内容・脅迫めいた内容のものをメールで送る。
- 携帯電話のカメラ (デジタルカメラも) で隠し撮りをする。
※パソコンを使用してインターネット・メール、または、デジタルカメラのデータを利用する際にもあてはまる。

※上記内容は、特に重要なものであり、たとえ校外であってもこれらの禁止事項を行った場合は懲戒指導等の特別指導を行います。(違反行為の有無につきましては学校が判断いたします。)

※法律、条例に違反する行為 (プライバシー侵害、人権侵害、脅迫、個人情報漏洩など) があつた場合、法令上の処罰を受けることはもちろん、学校の懲戒指導も受けることとなります。

以上の禁止事項を含め、違反行為は絶対に行わないようご指導ください。

自転車通学についての諸注意

- 自転車通学を認められた者は全員、学校指定のステッカーを自転車に貼付すること。
- 自転車通学を希望する者は、別紙「自転車通学許可願」に必要事項を記入のうえ、レインコートを持参し、提出すること。
- 自転車は、学校で指定された場所に止めること。
- 交通規則、乗車・運転マナーを守ること。またヘルメットの着用も推奨する。
- レインコートの提示と自転車保険・防犯登録の確認を自転車通学許可の条件とする。